

乙 部 町

男女共同参画基本計画

～ **心豊かで健やかに**

生涯暮らせるまちづくり ～ をめざして

平成27年11月

乙部町

乙部町男女共同参画基本計画

目 次

第1章 計画策定の趣旨	3
第2章 計画策定の経緯	3
I 国の動き	3
II 北海道の動き	4
III 乙部町の動き	4
IV 男女共同参画社会の必要性	4
第3章 計画の基本的な考え方	5
I 計画の位置づけ	5
II 計画の期間	6
III 基本理念	6
IV 基本的視点	7
V 計画の体系	8
第4章 計画の内容	9
基本方針Ⅰ 男女共同参画社会形成のための意識づくり	9
基本的施策1 男女共同参画の理解と推進	9
基本的施策2 男性や子どもにとっての男女共同参画	10
基本的施策3 人権尊重と女性への暴力防止	11
基本方針Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進	12
基本的施策1 政策・方針決定過程における男女共同参画	12
基本的施策2 男女が共に働きやすい環境の整備	13
基本的施策3 すべての人の心と身体健康づくり	14
基本方針Ⅲ 家庭生活の充実と地域の交流を深めるまちづくり	15
基本的施策1 家庭生活における男女共同参画の推進	15
基本的施策2 地域活動における男女共同参画の推進	16
基本的施策3 協働によるまちづくりの推進	17
基本的施策4 社会的支援に関わる環境の整備と充実	18

第1章 計画策定の趣旨

わが国では、昭和21年の日本国憲法制定により、法の下での平等（第14条）が明記されています。また、世界では、国際連合が提唱した「国際婦人年」（昭和50年）を一つの節目として、同年に「国際婦人年世界会議」が開催され、「世界行動計画」が採択されるなど、男女共同参画の取り組みが進みました。その後の日本における取り組みとして、平成11年の「男女共同参画社会基本法」（平成11年6月23日法律第78号、平成11年12月22日改正）の制定により、男女共同参画社会の確立が目指されました。同法第14条第3項においては、市町村でも「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない」とされています。

男女共同参画社会基本法制定から16年が経過し、北海道や近隣市町村も男女共同参画基本計画の策定が進んでいることを受けて、本町においても、女性も男性も一人ひとりが自らの意思で様々な社会活動に参画する機会を確保し、活気あるまちづくりを推進するためにこの計画を策定します。

第2章 計画策定の経緯

I 国の動き

国連が「国際婦人年」とした昭和50年を節目とし、同年に婦人問題企画推進本部を設置、昭和52年には「国内行動計画」が策定されました。その後、昭和62年に新国内行動計画が策定されると、平成8年には「男女共同参画2000年プラン」が策定され、平成11年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

国は、同法に基づき平成12年に第1次男女共同参画基本計画、平成17年に第2次男女共同参画基本計画を閣議決定しており、平成22年には第1次、第2次計画を評価・総括して、第3次男女共同参画基本計画を閣議決定しています。第3次計画では、できる限り具体的な数値目標を織り込んだ計画になっており、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取り組み推進などが掲げられています。また、これまで女性の社会進出に着目されていた計画について、男性や子どもにとっての男女共同参画の意義について踏み込んだ計画となっています。

また、平成27年には女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

Ⅱ 北海道の動き

男女共同参画社会基本法第14条第1項では、都道府県についても国の男女共同参画基本計画を勘案して都道府県男女共同参画計画を定めなければならないとしています。

北海道では、平成9年3月に、男女が共に参画する社会を実現するための指針となる「北海道男女共同参画プラン」が策定されました。

平成13年3月には「北海道男女平等参画推進条例」を制定するとともに、それまでの「女性室」を「男女平等参画推進室」に改組、また、「北海道男女共同参画推進本部」を「北海道男女平等参画推進本部」に名称変更するとともに、推進体制の強化が図られました。また、この条例に基づき、新たに「北海道男女平等参画基本計画」が策定されました。

平成20年3月には、第2次男女平等参画基本計画が策定され、5つの基本理念のもと、おおむね10年間の施策の方向などが掲げられました。

Ⅲ 乙部町の動き

男女共同参画社会基本法第14条第3項では、市町村についても市町村男女共同参画計画を定めるよう努めることが求められていますが、これまで乙部町では、女生えの会や希望楽園など女性団体の活動が活発に行われていることから男女共同参画計画の策定に至りませんでした。しかし、転出・少子化や日本全体の人口減少もあり、乙部町も年々人口が減少する傾向にあります。加えて、乙部町は平成17年度の国勢調査の時点でも人口の28%が65歳以上でありましたが、平成22年度の国勢調査では人口の34%となっており、約3人に1人が65歳以上で、平成27年4月の住民基本台帳では、65歳以上が40%を超えています。

これまでの乙部町の活力であった高齢世代を支え、若年世代にとって住みよい町にするために、男女共同参画は不可欠と考え、本計画を策定するものであります。

Ⅳ 男女共同参画社会の必要性

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」の前文において、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と明記されています。

また、同法第14条には、市町村は「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない」と規定され、市町村には、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

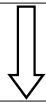
I 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、各分野での基本方針との連携を図ります。また、国や道の考え方を踏まえつつ、乙部町の実情を把握し、住民、関係機関などの意見を反映した男女共同参画社会づくり推進の基本指針とします。

また、本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項における推進計画と位置づけます。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画基本計画（国）
北海道男女平等参画基本計画（道）



乙部町男女共同参画基本計画

【男女共同参画社会基本法】

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2） 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律】

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女

性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

Ⅱ 計画の期間

本計画は、5年後を目標とし、目指す方向性を検討したものです。ただし、社会情勢の変化や住民のニーズの変化に応じて見直しを行うものとします。

Ⅲ 基本理念

社会経済環境が急速に変化する中で、今後は生活の豊かさを求めていく時代となりました。また、男女分け隔てなく、一人ひとりが自由に自分の生き方を選ぶ社会が求められる時代となりました。

そのため、国では、「男女共同参画社会基本法」にて以下の5つの基本理念を掲げています。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的協調

本計画では、当該「男女共同参画社会基本法」の5つの基本理念及び上位計画に基づき、次の基本理念を設定します。

心豊かで健やかに生涯暮らせるまちづくり

すべての人が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できることを基本理念として、男女共同参画社会を目指します。

Ⅳ 基本的視点

① 人権の尊重

日本国憲法では、「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」として、人権の尊重がうたわれ、男女共同参画社会基本法などにより、男女平等の実現に向けた様々な取組みが進められてきましたが、なお一層の努力が必要とされています。

男女共同参画社会をめざすためには、男女が互いに人権を尊重し合い、あらゆる場において男女の人権が保障されるような社会を実現する必要があります。

② ジェンダーに敏感な視点の定着

ジェンダー（社会的、文化的に形成された性別）は、制度や慣習の中に存在し、社会のあらゆる分野において気づかないところに潜んでいます。ジェンダー意識は、子どもが成長する過程で様々な経験を通して無意識のうちに身につけてしまい、そういった積み重ねによって男女の不平等感が生まれています。

こういったジェンダー意識を取り除くために、あらゆる分野において性別による差別や偏りがないかを考え、ジェンダーに敏感な視点に立った行動を定着させる必要があります。

③ エンパワーメントの促進

男女共同参画を推進していくためには、これまでに女性の参画が少なかった分野においても、積極的に女性の参画を求めることが必要です。一人ひとりの女性が自らの意識を高め能力を開発し、その能力を十分に発揮し、社会的責任を分担できる力を持つことが必要です。そのためには、女性の能力開発訓練の場の提供など、エンパワーメント（女性が力をもった存在になること）を推進するための環境を整備する必要があります。

④ パートナーシップの確立

男女共同参画社会の実現に向けては、女性と男性のパートナーシップ（対等な協調・協力関係）はもちろんのこと、世代を越えたあらゆる環境でのパートナーシップが必要です。女性が安心して働ける環境に必要なこととして、人や組織が様々な形でパートナーとして互いに理解し協力していかなければなりません。家族・地域社会・職場でのパートナーシップ、住民と行政のパートナーシップなどにより、男女共同参画を進めていく必要があります。

V 計画の体系

「Ⅲ 基本理念」で述べた基本理念を達成するために、本町では、3つの基本方針と10の基本的施策を掲げます。

基本理念	基本方針	基本的施策
心豊かで健康やかに生涯暮らせるまちづくり	男女共同参画社会 Ⅰ 形成のための意識づくり	1 男女共同参画の理解の推進
		2 男性や子どもにとっての男女共同参画
		3 人権尊重と女性への暴力防止
	あらゆる分野への Ⅱ 男女共同参画の促進	1 政策・方針決定過程における男女共同参画
		2 男女が共に働きやすい環境の整備
		3 すべての人の心と身体健康づくり
	家庭生活の充実と Ⅲ 地域の交流を深めるまちづくり	1 家庭生活における男女共同参画の推進
		2 地域活動における男女共同参画の推進
		3 協働によるまちづくりの推進
		4 社会的支援に関わる環境の整備と充実

第4章 計画の内容

乙部町男女共同参画基本計画の具体的内容を3つの基本方針ごとに記しました。それを実現するための基本的施策ごとに現状と課題を掲げ、それぞれ事業を記載し、それらを解決・改善するために、どのような具体的な取組みを行うのかを記述します。

なお、事業によっては、複数の基本的施策、基本方針にわたるものもあります。

基本方針Ⅰ 男女共同参画社会形成のための意識づくり

基本的施策1 男女共同参画の理解の推進

現状と課題

男女共同参画社会を推進し、その視点を活かしたまちづくりを実現するためには、男女共同参画とは何か、どのような考えなのか、そしてどのような具体的な内容をもつものなのかなど、さまざまな方法を使って、最新の情報を、広く共有する必要があります。

男女共同参画社会を実現するため、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識をなくすための働きかけを進めます。

あらゆる世代の人たちを対象に、男女共同参画をテーマとした講座を開催し、知識の伝達や意識の変革を促す機会を提供します。

具体的な取組み方向

① 男女共同参画に関する広報啓発・情報提供

「広報おとべ」やホームページを中心に広報・啓発活動を行います。インターネットや情報誌を活用し、国や都道府県、自治体などが発信する情報を収集して地域に提供します。

男女共同参画に関する冊子や資料などを活用した啓発活動を実施します。

なお、町が発行する印刷物においては、性差をはじめとした差別的な表現を行わないようにします。

具体的な取組み

- ・「広報おとべ」などによる啓発活動・情報提供
- ・インターネットなどによる情報収集
- ・男女共同参画に関する図書等の充実
- ・性差をはじめとした差別的な表現に対する掲載の配慮

② 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画に対する意識を高めていくために、男女共同参画について考える場、あるいは学習する場を提供していくことが重要です。

これは乙部町だけではなく、近隣町村との連携を深め、広域的に男女共同参画の知識を高めていく活動をしていかなければなりません。

そして、あらゆる世代の男女が生涯にわたり能力を高めていくことができるよう、実施にあたっては、夜間や休日に行うなど、それぞれのライフスタイルにあった学習機会を提供します。

また、学校では、性別にとらわれない、一人ひとりの個性と能力にあった進路指導や、その情報提供により児童・生徒自らが主体的に進路選択できるような指導が望まれています。

具体的な取組み

- ・男女共同参画に関する研修会、講演会や学集会を開催
- ・教育活動・学校運営における男女共同参画の推進
- ・性別にとらわれない教育や進路指導の推進
- ・各種団体などに対する意識啓発

基本的施策２ 男性や子どもにとっての男女共同参画

現状と課題

働く女性が増えている中で、男女共同参画社会の実現には、家庭生活や育児などへの男性の協力や参加が必要不可欠です。

そして、男性だけではなく、子どもたちの教育も重要です。子どもの頃から、男女共同参画の意識を育むことは、子ども自身にとってだけではなく、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながります。

そのため、男性の育児参加の支援や、学校教育等を通じて、子どもたちに男女共同参画について考え、体験する機会を提供します。

具体的な取組み方向

① 男性が家庭・地域社会に参画しやすい職場環境づくりの推進

「夫婦が協力しあって子育てをする」ためには、男性の育児休業等が取りやすい環境や、就業時間の短縮化など、それぞれの職場の理解と協力を進めていく必要があります。

男性が子育てにもっと積極的に参加できるよう、町と各事業所等が連携し、男性の育児休業等や介護休暇の取得を推進します。

具体的な取組み

- ・男性の育児休業等・介護休暇の取得推進
- ・事業所等への取組みの啓発促進

② 男性の育児参画の支援

主に母親が中心に行っているP T A活動は、男性が子育てや地域社会に参加する絶好の機会であるため、父親へのP T A活動などへの参加の呼びかけや、授業参観・懇談会などの参加を働きかけます。

具体的な取組み

- ・ P T A活動の充実

③ 学校教育における男女共同参画

男女共同参画を構築していく上で、小中学校での教育は重要な役割を担っています。

児童・生徒が社会人となって、自然に男女共同参画意識を持つために、小中学校での学校教育の中で、男女共同参画についての学習を推進します。

具体的な取組み

- ・ 総合的な学習の時間等において児童・生徒への学習機会の実施
- ・ 中学生における職場体験の実施

基本的施策3 人権尊重と女性への暴力防止

現状と課題

女性や子どもに対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現する上で克服しなければ ならない課題です。

セクシャル・ハラスメントや、ドメスティック・バイオレンス（DV）を はじめとした人権侵害に対して、速やかに対処できる相談体制の充実が必要です。

具体的な取組みの方向

① 人権尊重意識の啓発

男女共同参画社会を実現するために、すべての人が男女共同参画を正しく理解し、意識を深められるよう啓発活動を行い、人権尊重意識の浸透を図ります。

具体的な取組み

- ・ 「広報おとべ」などによる啓発活動・情報提供
- ・ 人権尊重意識に基づいた学校教育の推進
- ・ 人権侵害などに関する相談の実施

② 女性や子どもに対する暴力の根絶

暴力は、その対象の性別や、加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。暴力の根絶に向けて、広報・啓発活動に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。また、セクシャル・ハラスメント防止に対する意識も高めます。

具体的な取組み

- ・DV未然防止のための啓発活動・情報提供
- ・各種関係機関との連携強化によるDV被害の早期発見・対応
- ・セクシャル・ハラスメント防止のための意識啓発

基本方針Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

基本的施策1 政策・方針決定過程における男女共同参画

現状と課題

女性の社会進出は、以前より進んでいますが、まちづくりの方針決定の過程においては、まだ十分に参画が進んでいるとは言えません。活力あるまちづくりを進めるためには、女性が本来持っている能力を伸ばし、その考え方や意見を、方針・施策決定過程などに活かし、男女の意見がともに反映されバランスがとれた施策が当たり前にできるよう、あらゆる分野へ女性が参画しやすい環境を整える必要があります。

そのため、政策・方針決定過程における男女の構成比の適正化に努めます。

具体的な取組みの方向

① 町の審議会等委員への女性の登用推進

平成27年4月1日現在における、乙部町の審議会等委員の女性登用率は15%となっております。引き続き、女性委員の登用を積極的に推進します。

具体的な取組み

- ・審議会等への女性委員登用の推進
- ・地域での女性の参画を推進

② 町、事業所の管理職などへの女性の登用推進

行政や事業所においても、管理職の女性登用を積極的に推進していく必要があります。女性職員が知識を身に付け、能力を発揮することができるよう、リーダー育成講座・研修会を通じた人材の育成を行います。

管理職への登用は、性別を問わず能力によるものとし、管理職にふさわしい人材育成に努めるとともに、女性の登用を推進します。

具体的な取組み

- ・管理職などへの女性職員の登用
- ・リーダー育成等の講座・研修会等への参加の推進

基本的施策2 男女が共に働きやすい環境の整備

現状と課題

少子高齢化に伴い、男性だけでなく女性の労働力なしでは社会が成り立たなくなっています。しかし、育児・介護休業法の整備により、育児休業等や介護休暇が取れやすくなったものの、依然、家事や育児、介護などの負担が女性に偏っていることが否めないことから、働く意欲のある女性の障害となっているのが現状です。

男女が共に仕事、家事、育児、介護の両立を図り、より豊かな生活を送るために「ワークライフバランス（仕事と生活の調和）」の意識啓発を推進します。

具体的な取組みの方向

① 男性優位の待遇の改善

給料や仕事内容、昇進などについての不満は男女で大きく差があるのが現状です。男女が共に、その能力に応じて働きやすい職場環境づくりをめざしていく上では、職場における男性が優遇されている現状の改善が必要です。

また、女性においても、男だから女だからという意識をなくし、能力を積極的に発揮していくことが必要です。

そのためには、行政が率先して改善していくとともに、町内事業所へ普及・啓発していきます。

具体的な取組み

- ・男性優位の待遇の確認・改善
- ・男女を差別する意識の解消
- ・事業所等への取組みの啓発促進

② 職場における仕事と家庭の両立支援の促進

女性が働き続ける上で、結婚、出産、子育て、介護が大きな問題となっています。

子育てや介護は、家庭だけではなく社会で一緒にやっていかなければならないものであります。子育てや介護を、女性だけでなく、男性に対しても職場が理解し、働き続けることができることをめざし、育児・介護休業制度をはじめとした支援制度の充実を普及・啓発していきます。

具体的な取組み

- ・育児休業等・介護休暇の取得推進
- ・女性が働き続けられるための職場環境の改善
- ・女性の再就職に対する支援の働きかけ（事業所）
- ・女性の職業能力育成に対する支援

③ 多様なニーズに対応した保育サービスの充実

勤務形態や勤務時間の多様化により、様々な保育形態が必要とされてきています。多様な働き方に応じた保育ニーズに応えるため、一時預かり保育や延長保育、放課後子ども教室・放課後子どもクラブをはじめとする保育サービスを充実・実施します。

具体的な取り組み

- ・保育所運営事業の充実
- ・延長・一時預かり保育事業の充実
- ・放課後子ども教室・放課後子どもクラブの充実

④ 地域の事業者との連携と啓発

町内の事業所に対して、雇用に関する法令・制度を周知するため、通知文の送付や働きかけなど、積極的に情報提供や就業の場における男女共同参画の促進について認識を高める啓発を行います。

具体的な取り組み

- ・地域事業者への啓発・促進

基本的施策3 すべての人の心と身体健康づくり

現状と課題

生涯を通じて、明るく楽しく過ごす上で、健康の維持増進を図ることは重要なことです。高齢化が進む中で、介護が必要にならないような健康の維持増進を図り、介護予防も含めた健康づくりができる環境の整備が求められます。

また、女性は、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。こうした女性の健康上の問題に対して、生涯を通じた健康づくりを推進していく必要があります。

具体的な取り組みの方向

① 母性保護の向上と母子保健の充実

女性の社会進出や核家族化が進む中で、出産や子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。安心して子どもを産み育てることが出来るように、母性保護の向上と母子保健の充実に努めます。

また、乙部町食生活改善推進委員会による親子の食育教室を開催し、食材や栄養バランスについて学ぶとともに、規則正しい食事から健やかな生活リズムをつくるように働きかけます。

具体的な取り組み

- ・健康診査の受診率や予防接種率向上の推進
- ・母子保健事業の充実

- ・子育てに関する情報提供・相談業務の実施
- ・職場における母性保護と健康確保の推進

② 思春期教育の推進

情報伝達手段の発達に伴い、性に関する誤った情報が氾濫しています。子どもたちが、エイズや性感染症、妊娠や中絶など男女の性に関する正しい知識と理解を身につけるため適切な性教育を推進します。

具体的な取組み

- ・学校等における思春期教育

③ 健康づくりの推進

健康の維持増進を図るためには、住民一人ひとりが自分の健康に対する意識を高める必要があります。健康に関する情報提供や、話し合いの場を設けるなど様々な形で心身の健康に対する普及・啓発を行っていきます。

具体的な取組み

- ・健康診査の受診率向上の推進
- ・健康づくりに関する情報提供と意識啓発
- ・乙部町民健康づくり推進協議会との連携

④ 介護支援体制の充実

超高齢化社会の中で、在宅介護における女性の介護負担が非常に大きなものとなっています。

介護が女性に集中しないように、介護保険制度の利用を促進するなど、介護負担の軽減を図ります。

具体的な取組み

- ・介護保険サービスに関する情報提供と相談体制の充実
- ・障がい者福祉サービスの充実と情報提供
- ・介護休暇の取得促進

基本方針Ⅲ 家庭生活の充実と地域の交流を深めるまちづくり

基本的施策1 家庭生活における男女共同参画の推進

現状と課題

家庭での日常的な仕事における男女の役割分担の現状をみると、女性が主に担当している場合が多くあります。

「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識を解消し、男女が共に社会参加しやすい環境をつくっていくためには、家庭での男女共同参画を推進して

いくことが重要です。

また、家族は地域社会を構成する大切な単位です。特に、子どもがいる家庭では、親のあり方によって、子どもの成長過程が左右されます。子育てをしている家庭における男女共同参画を推進するためには、家庭教育の支援の促進も必要があります。

具体的な取組みの方向

① 家事、子育てへの男性の参画促進

家庭における性別役割分担意識は、現状では全般的に「女性が担当」が多くなっています。昔からの男女の固定的な役割分担や性別による気づかない差別をなくすために、一人ひとりの意識改革を進める必要があります。

女性の負担が多い子育て、家事における男性の参加を促すため、「広報おとべ」やホームページなどあらゆるメディアを活用し、家族で話し合う話題を提供したり、子育てや家事をテーマに講座を開催します。実施にあたっては、母親だけでなく、父親やその他の家族にも参加してもらえるような講座メニューを選考するとともに、日時や場所の設定にも配慮します。

具体的な取組み

- ・子育て等における男女共同参画に関する情報提供の充実

② 子育て家庭への支援

核家族化が進み、子育てで悩む保護者が増えています。子育てで行き詰った保護者が、子どもに対して暴力を振るうなど、育児拒否などに陥る事例も多く見られます。子育てをしている家庭においての男女共同参画を推進するためには、子育て家庭への支援を促進します。

具体的な取組み

- ・地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）の充実
- ・家庭教育学級の開催
- ・乳幼児健康相談、子どもの発達・教育相談事業の充実

基本的施策2 地域活動における男女共同参画の推進

現状と課題

地域活動（PTA活動や子ども会活動等）への参加状況は、男性より女性の方が多く参加しています。しかし、自治会長、町内会長やPTA会長などの例にみられるように、地域においての意思決定の場への女性の参画率は少ないのが現状です。

地域活動の場においても、あらゆる立場の方が、まちづくりに関わることができる環境を整えていく必要があります。

具体的な取組みの方向

① 地域活動の役職などにおける女性登用促進

地域活動は、最も身近な社会参加の場であり、そこで女性も力をつけていくことが、政策決定の場をはじめとした社会参画につながるものです。地域活動における女性のスキルアップを支援し、自治会、町内会などの地域活動の場においても、男女が共に等しく「参加」ではなく「参画」できる環境を促進します。

具体的な取組み

- ・地域における慣習などの見直し
- ・自治会、町内会など地域役員への女性参画の推進

② 地域活動における男性の参画促進

P T A活動をはじめとした地域活動での参加者は女性が中心となっています。これらの身近な地域活動などに、多くの男性の参加を働きかけます。

具体的な取組み

- ・男性が参加しやすい地域活動計画の促進

③ 高齢者の地域活動への参画支援

退職後も地域社会に貢献するとともに、生きがいを持てるよう就労機会の提供を促進します。

また、高齢者の方が地域に関わる機会をつくるため、コミュニティ活動やボランティア活動に対して、支援・協力を行います。

具体的な取組み

- ・ボランティア活動の充実と連携の強化
- ・社会福祉協議会との連携

基本的施策３ 協働によるまちづくりの推進

近年、地域課題が多様化しており、従来の行政サービスだけでは住民ニーズに対応することが困難なケースが出てきています。

行政だけでなく、住民や地域団体などが共に協力し合って取り組む事業や、参画する仕組みづくりを進め、それぞれの立場の特性を活かした取組みが求められています。

そのため、協働の意識を浸透させ、さまざまな事業への住民参画が進むよう意識啓発や、住民と行政が協働で事業に取り組むことができる機会を充実させていく必要があります。

具体的な取組みの方向

① 住民が活躍するまちづくりの推進

住民が住民参画の制度を利用して、男女が共にまちづくりに積極的に参画できるような機会を充実させます。そのため、地域で活躍する地域リーダーを育成するため、地域コミュニティ活動が活性化するように支援を行います。

また、住民と町職員による地区懇談会を開催することで、協働のまちづくりを推進します。

具体的な取組み

- ・地域活動・地域行事の開催支援
- ・地域リーダーの育成

② NPO・ボランティア団体との連携強化と活動支援

NPO・ボランティア団体等との連携強化と活動支援を行い、住民一人ひとりの活動と交流が活発化する環境づくりに努めます。

また、ボランティアなどの活動に対する地域住民の理解を深め、世代・性別の隔てなく参加できるよう、地域での交流を広げながら活動を促進します。

具体的な取組み

- ・ボランティア団体の活動支援
- ・NPOなどとの連携強化

③ 防災活動における女性の参画の推進

被災時には、男女の身体的・生理的な違いにより、男女双方の視点からの配慮が必要です。そのため、女性を含めた自主防災体制の強化を図り、男女が協力して防災活動ができる体制づくりに努めます。

具体的な取組み

- ・防災活動の分野における女性の参画推進

基本的施策4 社会的支援に関わる環境の整備と充実

現状と課題

障がい者やひとり親世帯、高齢者など、社会の変化を背景に様々な困難を抱えている人たちが増加しています。

男女間の差だけでなく、障がいがあること、乙部町で働き生活する外国籍住民であることなど、複合的に困難な状況に置かれている人々が、自立して安心して暮らせる環境の整備を行う必要があります。

男女共同参画の視点に立って、互いに助け合い、すべての人が暮らしやすいまちづくりを目指します。

具体的な取組みの方向

① 障がい者の自立した生活に対する支援

障がい者やその家族が安心して地域で暮らし続けることのできる環境づくりを推進するため、公共施設等のバリアフリー化をはじめ、障がい者が自立した生活が送れるよう各種支援を行います。

また、障がい児の早期療育に向け、関係機関が一体となった総合的な支援体制を構築します。

具体的な取組み

- ・公共施設等の点検、整備の実施
- ・総合的な療育体制の整備
- ・障がい者福祉サービスの充実
- ・障がい者の自立への支援
- ・障がい者相談支援体制の整備

② 高齢者の自立した生活に対する支援

少子高齢化がますます進むこれからの社会において、高齢者が自立し安心して暮らすことのできる社会づくりが必要です。

介護保険制度の適正な運用のほか、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護予防や高齢者の生きがいづくりなど、高齢者に対する支援を行います。

また、高齢者が地域で孤立しないよう、地域での見守り体制を強化します。

具体的な取組み

- ・公共施設等の点検、整備の実施
- ・介護予防事業の充実
- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・介護保険サービス・高齢者福祉サービスの充実
- ・社会福祉協議会との連携
- ・高齢者の生きがいづくりの推進

③ ひとり親世帯の自立した生活に対する支援

ひとり親世帯では、仕事・家事・育児などをすべて一人で負担しており、精神的、経済的に不安定な状況になる可能性があります。ひとり親世帯の生活安定のため、精神的安定と経済的な自立を促進する支援を行います。

具体的な取組み

- ・母子（父子）自立支援相談の実施